## 第19号議案

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提 出 者 文京区教育委員会 教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第九号

務 教 育 等 教 員 特 別 手当 に 関 す ろ 規 則 0) 部 を改正 す 、る規 則

義 務 3教育 等 教 昌 特 別 手 当 に 関 す る 規則 伞 成 十二年三月文京区教育委員会規則第十一 号) の 部を次のように

改正する。

等 が たそ る に の 伞 に あ 別 . 改 五 第二条 第一条中 関 め、 0 表 るときは、 成十二年三月文京区条例第二十九 第 者 す に 、る条例 項 又 (T) 掲 第 げ 勤 職 務 る 員 は 項 平 額」 その 第二十 中 成 畤 罕 間 の 十二年三月文京区条例 「号給」 下に 成十二年三月文京区条例 端 を同 を 数 八条 っに 条第一 を切り \_ 対 ( 以 下 0) 0) 応す 六 下 第 に 捨 項に規定する勤 る てた額) 「に対 「定年 同 項 号。 表 若 前 しく 12 応する別表に掲げる 第二十七号」 \_ 以下 掲 再 第二十 げ 任 は に改 務 用 第二項」 る 勤務時 短時 時 額 -九号。 間で め、 に、 間 の 除 間 勤 下 を 同 幼 以 して に 条 務 条第二項 稚 下 例 職員」 額 第二十二条の 遠 得 教 勤 た数 を加 という。 育 以 下 とい 務 中 職 時 幼幼 を乗じて得 え、 員 「条例」 間 . う。 の 条 稚 勤 兀 「第二十八 例 \_ 第三条第三項の 務 第一 遠 とい 時 教 とい 項又 育 た 間 を加え、 職 額 う。 う。 は 条 員 休 (その \_\_ 第二 日、  $\mathcal{O}$ 0) を 勤 匹 「とする。 加 十二条 額 規 第一 務 休 を 畤 に 定 暇等 え る。 に 項、 間 勤 より 円 に の 務 関 休 未 五 第二十 時 満 日、 定 す に 第 間 め る 対 0 条 端 Ġ 条例 応 項 八 休 例 数 暇 れ 条 す

付 則 を 付 則 第 項とし、 同 項 に見出しとして (施行 期 日 を付 し、 付則に 次の二 一項を加 える。

(経過措置)

に

改

め、

同

条

第

三項

を

削

る。

2 十 属 する 円 分 未 職  $\mathcal{O}$ 満 間、 務  $\mathcal{O}$ 端 0 条例 級 数 がが 及 び 付 あ そ る 則 場 0) 第 合 者 七 はこ の 条 受ける 第 れ を 項 切 号 0) 給 規 り 捨 に 定 対 0) て る。 応する別 適 用 を受け とす 表 る。 る職 に 掲 げ 員 る 0 額 義 に 務 教 百 育 分 等 0) 教 七 員 + 特 を 乗 別 手当 じ て 得 0) た 月 額 額 は、 (そ そ 0 額 0 者 に、 0

3 分 0 間 前 項 0 規 定 の 適 用を受け る職 員 K 対する第二条第二 項 0 規 定 の 適 用 12 つい 7 は、 同 項中 同

とあ る の は、 付 則第 \_ 項」とする。

別 表 中 再 任 用 職 員 を 「定年前 再任用短 一時間 勤 務 職

員

に改める。

## 付 則

施 行 期 日

1 この 規則は、 令和 五 年四月一 日 から施行 !する。

経 過 措 置

- 2 者 する規則 務 第二十二条の 別 兀 0 職 手 条 地 属す 第一 員 当 方公務員法 の る職 という。 項若しく 月 (以下 額 務 兀 は、 の 一 第 0 「改正後 その は第二 級に応じた額とする。 で 部 項又は第二十二条の 者 を改正する法律 あるもの **(7)** が 項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された 規則」 令 和三年改正 とした場 という。 (令和三年法律第六十三号。 合に適 五 法 による 第 別 用 表 項 の定年 さ 0 改 れるこ 規定により 正 後の 前 再任用 0 地 規 方 別則に 採用され 公務 短 員法 時 以 よる改正 下 間 勤 た職 令令 務職 昭 後 員 和三年改正法」という。 和二十五 員 の ( 以 下 の 義 務 欄 教 年 職 に掲げ 「定年前 育等 法 員 律 0) 義務教 る 第二百 教 再任 額 員 のうち、 特 六十 育等 用 別 手 短 附 当 教 時 その 号) に 間 員 則 関 勤 特 第
- 3 職 員に 令 和三 0 年 改 て は E 法 附 定 年 則 第 前 再 六 条第一 任用 短 項若しくは第二 時 間 勤 務職員 とみなし 項又は第七 て、 改正 条第一 後 項若しくは第三項 の規則 第二条第 項 の規定に 及び 別 表 ょ 0 り採用 規定を さ 適 れ 用 た

す

る。

表
图
灰
Ш
134
_
重
İ
1
凞
盖
製
All V
nint.
天
Pill.
%]
1
景
D
111
111
年三
1
11
42
17
=
見
<b>*</b> ₩
する規則
J∪.
見
洲
ᆒ
三
非用
100
文庫
弄
系
有
多
彩
衞

改正後 (案)	現行
(昌曜)	(趣旨)
第一条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年 第 三月文京区条例第二十七号。以下「条例」という。)第三十一条の規	第一条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年 三月文京区条例第二十七号)第三十一条の規定により、義務教育等教
定により、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定め るものとする。	員特別手当の支給について必要な事項を定めるものとする。
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)
第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及   第	第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及
びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる獺(その者が、地方公	びその者の受ける号給(その者が、地方公務員法(昭和二十五年法律
務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。) 第	第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の四第一項、第二
二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用され	十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定に
た職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) であるとき	より採用された職員であるときは、その者の属する職務の級 <u>とす</u>
は、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教	る。)に対応する別表に掲げる額とする。
育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年三月文京	
区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の	
規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務	
時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数がある	
ときは、その端数を切り捨てた額)」とする。	
2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第   2	2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第
十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認	十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認

を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときば、その端数を切り捨てた額)とする。

(削る)

第三条及び第四条 (略)

則 (制定付則)

(施行期日)

(曜)

(経過措置)

2 当分の間、条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員の義務 教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の

を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。) 第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時 間勤務の職を占める職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第一項 の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月 額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤 務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた

第三条及び第四条 (略)

付 則 (制定付則)

(聖)

## 別表 (略)

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の 規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第二項」 とする。

受ける号給に対応する別表に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額

(その額に、十円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

別表 (略)

※ 表中の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

ô

付 則

(施行期日)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。) 附則第四条第一項若しくは第二項又は第三項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の定年前再任用短時間勤

<u>務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>

3 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項 若しくは第三項の規定により採用された職員については、定年前再任 用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第一項及び別表の 規定を適用する。